



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

八代平野農業水利事業

八代平野地区標準地選定その他業務

積算書

(当初)

九州農政局
八代平野農業水利事業所

事業名	八代平野農業水利事業				
業務名	八代平野地区標準地選定その他業務				

業務別業務名:八代平野地区標準地選定その他業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
S70062	作業計画の策定		業務		1.000 業務	歩A 当たり算出
	作業計画の策定			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)作業区分	歩掛		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師 内業	0.380	人	66,900	25,422	
R04004	技師(A) 内業	0.380	人	59,600	22,648	
	合計				48,070	算出数量 1.000 業務
	単価		業務		48,070	
*** S単 - 2号 ***						
S71062	地域区分及び標準地選定等業務		業務		0.000 区分	歩A 当たり算出
	地域区分及び標準地選定等業務 2~3			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)作業区分 2)近隣地域の数	歩掛 2~3		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師 外業	0.580	人	66,900	38,802	
R04003	主任技師 内業	1.340	人	66,900	89,646	
R04004	技師(A) 外業	4.110	人	59,600	244,956	
R04004	技師(A) 内業	0.900	人	59,600	53,640	
R04006	技師(C) 外業	4.110	人	40,300	165,633	
R04006	技師(C) 内業	3.780	人	40,300	152,334	
R04007	技術員 内業	0.280	人	36,100	10,108	
	合計				755,119	算出数量 0.000 区分
	単価		種類		755,119	
*** S単 - 3号 ***						
S71063	標準地価格の算定業務		標準地		1.000 標準地	歩A 当たり算出
	標準地価格の算定業務			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)作業区分	歩掛		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師 内業	1.090	人	66,900	72,921	
R04004	技師(A) 内業	1.910	人	59,600	113,836	
R04006	技師(C) 内業	1.870	人	40,300	75,361	
R04007	技術員 内業	0.100	人	36,100	3,610	
	合計				265,728	算出数量 1.000 標準地
	単価		標準地		265,728	
*** S単 - 4号 ***						
S71068	土地評価(現地踏査)		業務		1.000 業務	歩A 当たり算出
	土地評価(現地踏査)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)作業区分	歩掛		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04003	主任技師 外業	0.540	人	66,900	36,126	

事業名	八代平野農業水利事業					
業務名	八代平野地区標準地選定その他業務					
業務別業務名:八代平野地区標準地選定その他業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04004	技師(A) 外業	0.540	人	59,600	32,184	
R04006	技師(C) 外業	0.540	人	40,300	21,762	
	合計				90,072	算出数量 1.000 業務
	単価		業務		90,072	
	*** S単 - 5号 ***					
S72006	用地調査基準日額(打合せ用) 用地調査基準日額		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)主任技師の人数	1.000人				
	2)技師Aの人数	1.000人				
	3)技師Bの人数	1.000人				
	4)技師Cの人数	0.000人				
	5)技師Dの人数	0.000人				
	6)打合せ日数	1.500日				
	7)往復移動日数	0.000日				
R04003	主任技師	1.500	人	66,900	100,350	
R04004	技師(A)	1.500	人	59,600	89,400	
R04005	技師(B)	1.500	人	48,500	72,750	
	合計				262,500	算出数量 1.000 式
	単価		式		262,500	
	*** S単 - 6号 ***					
S72006	用地調査基準日額(外業移動用) 用地調査基準日額		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	1)主任技師の人数	1.120人				
	2)技師Aの人数	4.650人				
	3)技師Bの人数	0.000人				
	4)技師Cの人数	4.650人				
	5)技師Dの人数	0.000人				
	6)打合せ日数	0.000日				
	7)往復移動日数	0.200日				
R04003	主任技師	0.224	人	66,900	14,986	
R04004	技師(A)	0.930	人	59,600	55,428	
R04006	技師(C)	0.930	人	40,300	37,479	
	合計				107,893	算出数量 1.000 式
	単価		式		107,893	
	*** S単 - 7号 ***					
S72008	打合せ(用地調査旅費・交通費) 打合せ(用地調査旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	1)主任技師人数	1.000人				
	2)技師A人数	1.000人				
	3)技師B人数	1.000人				
	4)技師C人数	0.000人				
	5)打合せ日数	0.500日				
	6)往復移動日数	0.200日				
	7)宿泊区分	通勤により打合せ				
	8)交通機関区分	ライトバン				
	9)高速道路往復料金(税別)	1,800.000				
	10)鉄道往復1人当料金(税別)	0.000				
	11)バス往復1人当料金(税別)	0.000				
	12)船舶往復1人当料金(税別)	0.000				
	13)航空往復1人当料金(税別)	0.000				
	14)ライトバン使用日数	1日				
	15)時間区分	2時間まで				
	16)宿泊料金1人当料金(税別)	0円				
	17)宿泊手当1人当料金(税別)	0円				

事業名	八代平野農業水利事業
業務名	八代平野地区標準地選定その他業務

業務別業務名:八代平野地区標準地選定その他業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** X単 - 1号 ***					
X72004	旅費交通費(用地調査外業日帰用)		式		1.000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(用地調査外業日帰用)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)交通機関区分	ライトバン		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)高速道路往復料金(税別)	2.127.000		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)鉄道往復1人当料金(税別)	0.000		深夜時間:0.0		
	4)バス往復1人当料金(税別)	0.000				
	5)船舶往復1人当料金(税別)	0.000				
	6)航空往復1人当料金(税別)	0.000				
	7)時間区分	2時間まで				
	8)ライトバン使用日数	5日				
	9)主任技師外業日数	1.120日				
	10)技師A外業日数	4.650日				
	11)技師B外業日数	0.000日				
	12)技師C外業日数	4.650日				
	13)技師D外業日数	0.000日				
P54301	高速道路等料金					
	消費税抜き	5.000	式	2,127	10,635	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン 二輪駆動]					
	乗車定員5名 排気量1.5L	5.000	日	1,650	8,250	
P34001	ガソリン					
	JIS2号 レギュラースタンド	27.000	L	157	4,239	
	合計				23,124	算出数量 1.000 式
	単価				23,124	

令和7年度八代平野農業水利事業
八代平野地区標準地選定その他業務

特 別 仕 様 書

九州農政局八代平野農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、令和7年度八代平野農業水利事業八代平野地区標準地選定その他業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領別記（I）用地調査等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

(業務概要等)

第2条 本業務は、八代平野農業水利事業により実施する土地取得等の単価算定に必要な標準地の選定及び価格算定を行うものである。

2 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

熊本県八代市地内（別紙業務位置図のとおり。）

(2) 作業項目及び数量

作業項目	数量	備考
作業計画の策定	1業務	
現地踏査（土地評価）	1業務	
地域区分及び標準地の選定等業務	1業務	標準住宅地域（2区分） 工業地域（1区分）
標準地価格の算定業務	3標準地	標準住宅地域（2区分） 工業地域（1区分）

(指示事項)

第3条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外に指示事項は次のとおりである。

(1) 土地評価の基準は、共通仕様書に定められたもののほか、土地改良事業用地事務処理要領（平成11年7月13日付け11構改D第478号構造改善局長通知）第43条第1項の土地取得価格等基準書作成要領に基づき行うものとする。

(2) 標準地及び取引事例地については、図面・調査表等それぞれの番号等を付し、位置が分かるように図面に明示すること。

また、標準地等については、画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）が判るように写真を撮影するものとし、番号等を明示するものとする。

(3) 取引事例地の収集は発注者が行うものとするが、必要に応じて受注者において収集できるものとする。

なお、照会先への依頼が必要な場合は発注者が文書等を作成するため、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料等)

第4条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資料名	数量	備考
土地取得価格等基準書作成要領	1 式	
令和 5 年度八代平野農業水利事業 八代平野地区標準地選定業務報告書	1 式	

- (1) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合を除き、業務完了時に一括返納しなければならない。
- (2) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。
- (3) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議し、許可を得るものとする。
- (4) 本業務を履行するために使用するコンピュータ等の機器に対しては、ウイルス対策ソフトを導入する等のコンピュータウイルス感染防止策を講じなければならない。
- (5) その他資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(成果物等)

第 5 条 本業務は、電子納品対象業務とする。成果物を共通仕様書第 17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

なお、提出の際には、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」(http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html) によるチェックを行い、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子納品チェック及びウイルスチェック済みである証明と併せて提出すること。

成 果 物	数 量 等
(1) 同一状況地域区分図	電子データ（CD-R 等） 正副各 1 部
(2) 土地取引事例地調査表	書面（A4 版チューブファイル） 正副各 1 部
(3) 用途的地域の判定及び同一状況地域区分の理由を明らかにした書面	
(4) 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表	
(5) 公示地及び基準地の選定調査表	
(6) 標準地調査書	
(7) 標準地の評価調査書	
(8) 取引事例地及び標準地の位置図及び写真	
(9) その他必要と認められる資料	

2 成果物の提出先は、九州農政局八代平野農業水利事業所とする。

(管理技術者及び打合せ)

第 6 条 管理技術者の要件は、共通仕様書第 8 条第 3 項によるものとする。

ただし、低入札業務における品質確保対策の試行により定められた別紙 1 に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するこ

ととする。

- 2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、出席者は管理技術者を含む3名以上とする。

なお、打合せの場所は、九州農政局八代平野農業水利事業所とする。

初 回 作業着手段階

第2回 中間打合せ（地域区分及び標準地選定等業務終了後）

最終回 成果品の取りまとめの段階

ただし、低入札業務における品質確保対策の試行により定められた別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第7条 低入札業務における品質確保対策の試行により定められた割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

- 2 第三者照査の企業に要求される資格

（1）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

（2）九州農政局において、測量・建設コンサルタント等業務に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（3）九州農政局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

（4）共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。

（5）中立的、公平な立場で照査が可能であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下のものであること。

（1）照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

（2）照査技術者と同等の技術者資格を有する者

- 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者照査の方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物の取りまとめ段階時打合せへの立会い

本特別仕様書第6条に示す打合せのうち、成果物の取りまとめ段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（実施期間）

第8条 本業務の実施期間は、契約締結の日から74日間とする。

（契約変更）

第9条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- （1）本特別仕様書第2条第2項に示す「実施場所」、「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （2）本特別仕様書第5条第1項に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （3）本特別仕様書第6条第2項に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合
- （4）本特別仕様書第8条に示す「実施期間」に変更が生じた場合
- （5）その他

（定めなき事項）






第10条 本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

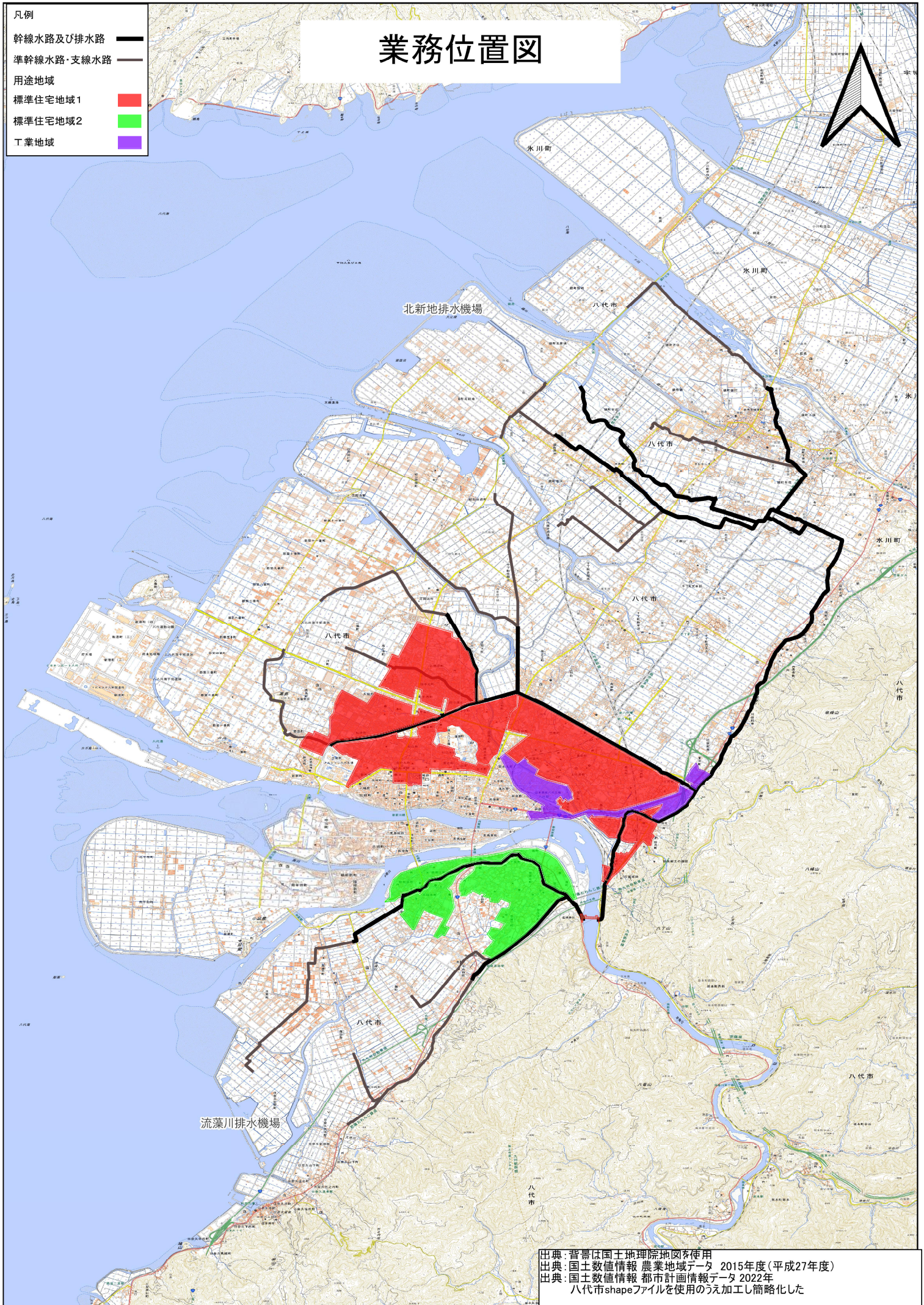
【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が、10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たさない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて 得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得 た額

- 凡例
- 幹線水路及び排水路 
 - 準幹線水路・支線水路 
 - 用途地域
 - 標準住宅地域1 
 - 標準住宅地域2 
 - 工業地域 

業務位置図



出典：背景は国土地理院地図を使用
 出典：国土数値情報 農業地域データ 2015年度(平成27年度)
 出典：国土数値情報 都市計画情報データ 2022年
 八代市shapeファイルを使用のうえ加工し簡略化した